

# 千歳市環境センター

## ごみ直接搬入 マニュアル

令和6年4月1日

廃棄物対策課

## 1 千歳市環境センターについて

- (1) 所在地 千歳市美々758番地の53
- (2) 受入時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 休日 日曜日 及び 年末年始(12月31日～1月3日)

## 2 受入対象廃棄物

- (1) 受け入れできる廃棄物の分別区分
  - a. 家庭廃棄物：燃やせるごみ以外  
燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、大型ごみ、4種資源物、使用済み小型家電、小動物の死体、新聞、雑誌、段ボール、紙パック等
  - b. 事業系一般廃棄物：破砕対象ごみ、埋立対象ごみ
  - c. 産業廃棄物：千歳市と産廃処理契約を結んでいる場合の破砕対象ごみ・埋立対象ごみ
  
- (2) 受け入れできる廃棄物の大きさの目安
  - 長さ：最大の辺が2m以下で最小の辺・径が1m以下のもの
  - 重さ：100Kg以下のもの
  - ※指定ごみ袋に入れる必要はありません。

事前に分別されていないものや大きさの目安を超えているものは当施設では受入できません。

(7 お問合せ先 参照)

### 3 廃棄物処理手数料

・計量所において、処理手数料を徴収します。

・手数料

家庭廃棄物	10Kgにつき	60円
事業系一般廃棄物	10Kgにつき	180円
産業廃棄物 破砕処理施設	10Kgにつき	260円
最終処分施設	10Kgにつき	250円 +10Kgにつき10円（循環税）

・産業廃棄物は千歳市と産廃処理契約を結んだものに限ります。

## 4 搬入条件

### (1) 家庭廃棄物の場合

#### 搬入条件

- ① ごみ排出元の住宅が千歳市内にあること。
- ② 搬入者本人がごみ排出元の住宅に居住していること。例外として、特別な事情により居住地が異なる場合は、千歳市環境センター廃棄物対策課から搬入対象者確認書（別紙1）の交付を受けていること。
- ③ 千歳市の定めた分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- ④ 2 受入対象廃棄物の（1）および（2）に該当する廃棄物であること。
- ⑤ 運転免許証（運転履歴証明証含む）またはマイナンバーカード等、顔写真による搬入者の本人確認と居住地確認ができること。例外として、特別な事情がある場合は、併せて、千歳市環境センター廃棄物対策課から交付を受けた搬入対象者確認書を提示すること。

### (2) 事業系一般廃棄物の場合

#### 搬入条件

- ① 千歳市内で発生したごみであること。
- ② 千歳市の定めた分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- ③ 2 受入対象廃棄物の（1）（2）に該当する廃棄物であること。
- ④ 例外として、特別な事情がある場合は併せて千歳市環境センター廃棄物対策課から交付を受けた搬入対象者確認書（別紙）を提示すること。

### (3) 産業廃棄物の場合

#### 搬入条件

- ① 千歳市内で発生したごみであること。
- ② 千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ受け入れします。
- ③ 例外として、特別な事情がある場合は、併せて、千歳市環境センター廃棄物対策課から交付を受けた搬入対象者確認書を提示すること。

### (4) 特別な事情の例

- ① 運転免許証は取得しておらず、マイナンバーカードは紛失して再交付手続き中である。
- ② 千歳市外に住んでいるが亡くなった親族の家の整理で排出したごみを搬入したい。
- ③ 千歳市外に住んでいるが千歳市内に別荘があり、そこで排出したごみを搬入したい。
- ④ 市内事業所等からの廃棄物を市外居住者が搬入する場合 など

## 5 受入手順

### (1) 家庭廃棄物・事業系一般廃棄物・産業廃棄物（通常パターン）

千歳市内で発生した自己の廃棄物を直接搬入する場合は、

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に千歳市の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	搬入受付での確認	計量所の受付時に、受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、 <b>運転免許証またはマイナンバーカード等</b> により排出者及び搬入者の確認を行います。
3	廃棄物搬入	受入可と判断された場合は、計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ごみピットへの投入は、職員が行います。 <b>※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。</b>
4	手数料の支払い	計量所に移動して計量した後、手数料をお支払いください。

#### 注意

- ・ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受け入れできません。
- ・ 廃棄物は千歳市の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ・ 指定ごみ袋に入れる必要はありません。

## (2) 家庭廃棄物・事業系一般廃棄物・産業廃棄物（搬入対象者確認書パターン）

運転免許証やマイナンバーカード等を所持していない、または何らかの事情で住所変更手続きがなされていない、亡くなった方の家庭廃棄物を親族（市外居住者）が直接搬入する場合、市内事業所等からの廃棄物を従業員（市外居住者）などが直接搬入する場合などの特別な事情により居住地・本人確認（市内居住者であること）ができない場合です。

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	千歳市の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	搬入対象者確認書の交付	千歳市環境センター廃棄物対策課にて、「搬入対象者確認書」の交付手続きをしてください。 受入可と判断された場合、受付印を押印した「搬入対象者確認書」が交付されます。
3	直接搬入の受付	千歳市環境センター廃棄物対策課で交付された「搬入対象者確認書」を計量所受付に提出してください。
4	搬入受付での確認	受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。
5	廃棄物搬入	受入可と判断された場合は、計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ごみピットへの投入は、職員が行います。 ※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
6	手数料の支払い	計量所に移動して計量した後、手数料をお支払いください。

### 注意

- ・「搬入対象者確認書」の提出がない場合は受け入れできません。
- ・廃棄物は千歳市の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ・指定ごみ袋に入れる必要はありません。

## (3) 産業廃棄物

千歳市と産廃処理契約を結んでいる場合のみ受け入れします。  
搬入等の流れは、(1)(2)と同じです。

## 6 直接搬入の受入フロー

※1

特別な事情により運転免許証やマイナンバーカードで、居住地・本人確認が出来ない方のみ該当します。

※2

千歳市環境センター廃棄物対策課から交付(受付印の押印)を受けてください。

※3

特別な事業がある場合は、「搬入対象者確認書」が必要となります。

「搬入対象者確認書」を用意する。

※1 ※2

事前にごみを分別する。

計量所で受付する。

運転免許証・マイナンバーカード等による本人確認及び居住地確認を行う。

※3

搬入条件を満たしている。

計量1回目

プラットホームに進み、  
車両からごみを荷下ろしする。

※5  
※6

計量2回目

手数料精算

終了

搬入条件を満たしていないと計量所係員が判断した場合

受け入れできません。

搬入条件を満たしていないとプラットホーム係員が判断した場合

受け入れできません。

※5  
プラットホーム内では、係員の車両誘導に従ってください。

※6

ごみ投入は原則、搬入者ご自身で行っていただきます。  
安全に荷下ろし出来る様に必要に応じて同行者の同行をお願いします。

ごみピットへの投入は、職員が行います。

## 7 お問い合わせ先

千歳市環境センター 廃棄物対策課

住所：千歳市美々758 番地の 54

電話： 0123-23-2110